

第30号

発行

北九州地区
信徒使徒職協議会
会長 追立泰治

編集

北九州信徒協広報部
担当司祭 山元 眞
担当委員 岩本光弘

カトリック 北九州地区

信徒協だより

News Bulletin for Catholic Believers' Association in Kita-Kyushu Area

主な内容

- 1面 司祭団との懇談会
- 2面 外国人セミナー
信徒協2012年度取組
- 3面 English Column
- 4面 『Q&A』 寺浜神父
- 5面 鶴野神父追悼集
建国記念の日を考える
四旬節回心式日程表
- 6面 ニュースあれこれ

わたしたちにできること

1/8 福音宣教とその実践を語り合う

【追立会長の挨拶】

恒例となりました司祭団との懇談会です。今回は、昨年の教区信徒協研修会テーマ「福音宣教理解と実践」を北九州地区でも具体的に進めていきたいとの思いから三人の方に語っていただきます。それを受けて忌憚なくご意見を述べてください。

司祭団と共に懇談会

今回の懇談会では「福音宣教理解と実践」を深めようと、三人の方に具体的な取り組みをもとに発題をお願いしました。まず、門司教会信徒会長

の桑野貴巳子さんは、これまで出来なかつた年末街頭募金活動が20数年ぶりに信徒有志の力で取り組めた経験を話しました。信徒協活動に参加するようになり、他の教会で毎年行なっている街頭募金活動が、門司教会でも取り組めなにかと教会委員会に提案した経緯を述べました。2年越しの努力が実り、信徒有志とし



御受難修道会
宗像修道院院長
来住英俊神父

三番目は、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州の岩本光弘さんが発題しました。岩本さんは、外国人問題に関わった20年間の経験から支援する人々や地域の人達の協力などが広がったこと、また中学校の教師から「この子達のために自分は何ができる



でしようか」との問いの中にキリストの心を感じたと話しました。

三人の発題を受けた後、門司教会の街頭募金取り組みについて補足説明を鈴木實さんが熱く語りました。何故これまで出来なかつたのか、その理由を述べた後、今回取り組み



信徒有志として街頭募金に取り組んだ門司教会の鈴木實さん

んだことで新たに覚えてきたものとして①お金を集めることだけなら教会内でもできるが、教会が何をしているかを知らせることが大切ではない

か。②子ども達の参加を教会学校の一環として体験することとは、信仰育成につながるのではないか。③取り組んだことで、いろいろな方々の協力を得られ、つながりが広がったこと、の三点を挙げました。フリートークでは、街頭募金活動を認めなかつたことの問題点や外国人研修生に対する接し方の質問などが出されました。参加した司祭からは、「ミッションの訳が『宣教』となっているが『遣わされている』意味です。」との発言や幼稚園保護者との交流を通して自分ができることが福音宣教ではとの意見も出ました。このような懇談会でしたが、司祭団と信徒の話し合いが7年前から続いていることは、北九州地区全体にとつての宝物と言えるでしょう。

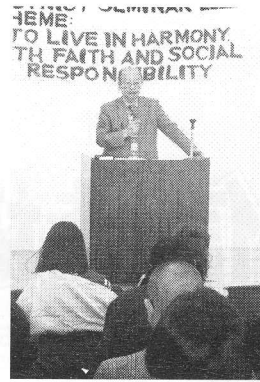
北九州地区13教会の
年末愛の募金
総計
1,551,819円
各地に送金
致しました。

日本カトリック難民移住移動者委員会 長崎教会管区セミナー開かれる

日時：2月11日(土)

場所：熊本マリスト学園(熊本市健軍)

テーマ
信仰と社会的責任をもつて、調和の中に生きる



やかな時間を過ごしました。

参加した方から、「多様性を生き、外国籍の方と共に歩む教会でありたい。」「外国籍の方と共に生き、生かしあう教会の大切さ、必要性」「日本で暮らす外国籍の方がおかれている苦しい立場に驚いた。知らなかった。無関心でいたくない。」「3/11震災は予期せずやってきた。やす術がなかった。今回の入管法改訂に関しては、その実施までの期間、できることをやっていくことが大切」という感想がありました。



長崎、大分、福岡の各教区から約200人、北九州地区からは、司祭1人、修道者1人、そして青年1人を含む外国籍・日本人信徒約23人が参加しました。午前は、佐藤信行様(在日韓国人問題研究所所長)による今年7月から実施される改定入管法についての基調講演がありました。その後20のグループに分かれ、お話を聞いての感想などを分かち合いました。

午後は、分かち合いで出された質問に答える時間が持たれ、その他日々の生活につながる具体的な質問もありました。また、子供たち全員による手話や、ハワイアンダンスも披露され、和

また、「日本人(外国籍)と一緒に一日共に過ごし、とても楽しかった。」「ミザがとてもよかったです。」という声もありました。

北九州地区信徒協 2012年度活動案が承認される

信徒協では、第二バチカン公会議の信徒使徒職に関する教令にもとづいて、毎年活動を続けています。2月26日(日)、2012年度の活動案が提案され、以下のように承認されました。北九州地区全信徒と北九州地区司祭団が、共に助け合って、信徒の使徒職活動を推進していきます。これからも皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。(会長/追立泰治)

2012年度活動予算 単位：円

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	80,000	教区信徒協分担金	89,000
年会費	890,000	青年部会	90,000
教区信徒協補助金	30,000	親睦レク	70,000
		平和の集い	130,000
		信仰育成部会	20,000
		広報部会	180,000
		社会福音部会	10,000
		典礼部会	20,000
		聖書部会	180,000
		研修会	20,000
		役員交通費	87,000
		事務通信費	85,000
合計	1,000,000	予備費	19,000
		合計	1,000,000

- 〔役員体制〕
 会長/追立泰治
 副会長/北川卓也・桑野貴巳子・瀬下幸弘(直方田川より1名)
 会計/徳永哲
 会計監査/(飯塚教会)
 書記/(副会長より選出)
 他役員:若松、天神町、湯川、水巻、新田原、黒崎より1名
 顧問/濱 鶴松
- 〔部会担当〕
 ・聖書部会/徳永哲
 ・典礼部会/谷口初男
 ・青年部会/北川卓也
 ・社会福音部会/瀬下幸弘
 ・広報部会/岩本光弘
 ・信仰育成部会/桑野貴巳子
- 〔年間の取組〕
 ①平和の集い:8月12日(日)
- 〔代表者会議〕:年4回予定
 1回:前年度活動報告、及び決算・監査報告
 2回:平和の集い・親睦レク報告
 3回:街頭募金報告 司祭団との懇談と親睦会
 4回:次年度活動と予算審議 ※会議毎、規約案も討議
- 〔教区信徒協関係〕
 出席者/濱 鶴松、追立泰治、北川卓也、瀬下幸弘、岩本光弘
- 実行委員会立上担当:社会福音部会
 ②親睦レク:9月17日(月)
 実行委員会立上担当:青年部会
 ③一日研修会:9月22日(土)
 ※(年末街頭募金:各小教区で)
 ④司祭団との懇談:1月13日(日)

The date, the Implementation of the revised “Alien Registration Act” of Japan, is decided.

* The date of the new law takes effect

In the former letter, I informed the revision of the Alien Registration Act. The implementation of the law is decided to come into effect on July 9th.

Under the new system you will be issued with foreigner's "residence cards." Preceding the enforcement of the law, local governments start the job of confirmation of your residence, according to the direction from the Ministry of Justice. They send out temporary residence card to your registered address from May 7th.

They mail card to the reported address on your certificate. If you do not live in the registered address, the temporary card returns to the office.

Now everyone, is your current and registered address on the certificate identical? Once the mail returns to the office, that means you do not live there. Your foreigner's residence card will not be issued. If your address is different from the registered one, you must hurry to report the change at least by June.

* What you have to do after the enforcement of the law

After the enforcement of the law: whenever you change your address, you have to notify the local government offices and submit reports of moving out and moving in within fourteen days. If you fail to submit a notification of moving within the designated period, there is penalty: a fine of not exceeding 200,000 yen. If you fail to notify for more than 90 days, your status of residence will be revoked.

Those who cannot receive the temporary residence card on and after May 7th are treated as failing notification of moving addresses after July 9th. Therefore 90days after July 9th, which is October 7th, his/her status of residence will be cancelled.

* What comes after the Certificate of Alien Registration?

A new 'residence card' is issued by the immigration office when the term of your certificate of alien registration is due. Until then your certificate is valid. When you get 'residence card', you have to bring it to the local office and get your address filled out within fourteen days. If you fail this procedure within fourteen days, there is penalty the same as changing addresses.

Those who own permanent visas have to switch them to 'residence cards' within three years (by July 8th 2015). Their certificates of Alien Registration are valid until renewal.

* What you need to make sure

1. Is your present address the same with the registered one?
2. Let your friends know about this right away before it is too late.
3. Make copies of this letter and deliver them

* Reference Kyushu Solidarity Network Migrant Workers

Mitsuhiro Iwamoto Phone 090-8838-8595

改定入国管理法の施行日が決まりました。

* 法律施行の日程

前号でみなさんにお知らせしました、改定入国管理法の施行についての日程が12月に決まりました。施行日は7月9日です。

今回の法律では外国人住民票ができます。そのため法律が施行される前に、自治体はそれぞれの役所で外国人住民票を作るため、法務省から知らされた資料によって全ての外国人のみなさんの所在を確認する作業を行います。そのため自治体は5月7日から持っている資料によって外国人のみなさんに「仮住民票」を送付します。

この住所は、外国人登録証に記載された住所です。自治体に登録した住所に住んでいない人の「仮住民票」は自治体に戻ってしまいます。

みなさん、あなたは現在住んでいる住所と、持っている外国人登録証の住所は一致していますか。「仮住民票」が自治体に戻ってしまった人は、その住所に居ないわけですから、外国人住民票に登録されません。そのことは何を示すかと言うと、その人は日本にいないということになるのです。自分の現住所が外国人登録証と違う人は、急いで自治体に行って住所変更の手続きを最低6月までにして下さい。

* 法律施行後にしないといけないこと

新しい法律が施行された後に転居をする人は、14日以内に役所に行って転出届を提出し、新しい役所に転入届を出さないとはいけません。これに違反すると20万円以下の罰金が科せられます。届出が90日以上遅れたときは在留許可の取り消しとなります。

5月7日から送付される「仮住民票」を住所が違って受け取ることができなかった人は、7月9日以降は住所変更の届出をしていないこととなります。

そのため7月9日から90日以上経過すると在留許可取り消しの対象者となります。それは10月7日以降が、90日以上届出なしとなるのです。

* 外国人登録証がなくなった後はどうなるのでしょうか。

新しく「在留カード」が入国管理局から支給されます。支給されるのは在留許可の期限が来たとき、新しい在留許可をもらうときに支給されます。そのときまで、現在持っている外国人登録証は有効です。「在留カード」を受け取った人は14日以内にそのカードを持って自治体へ行って住所を記入してもらわなければなりません。14日以内に手続きをしないときは住所変更の時と同じようにペナルティーがあります。

永住ビザを持っている人は、法律の施行後3年以内(2015年7月8日)に「在留カード」の切り替えに行かなければなりません。この人たちも同様に切り替えまで外国人登録証は有効です。

* 今、みなさんがしないといけないこと

1. 現住所と外国人登録証の住所は一致していますか。もう一度確認して下さい。
2. 急いで友だちに知らせて下さい。施行された後では遅いのです。
3. 友だちに、この文書をコピーして配って下さい。

* 問合せ先 Kyushu Solidarity Network Migrant Workers
Mitsuhiro Iwamoto TEL 090-8838-8595

Q&A コーナー

「今の厳しい時代のなかでの信徒の召命③」

「日本人が本当に好きになりました」、東日本大震災で被災された漁業会社社長の言葉です。

11月に宮城県で、今回は壊滅した漁港の町で漁に使う網の手直しのボランティアをさせていただきました。初めて網に触り慣れない手つきで作業していく私たちボランティアに親切に手順を教えてくださいました。

社長さんは笑顔で「家はこの辺だったかな？」と私たちが作業している場所を指さしながら話してくださいました。ジャリが敷いてあり、駐車場かと思っていた場所は津波が来る前は社長さんの家が建っていた場所でした。

「あの日まではサケの養殖もしていました」地震当日もかなりの額の出荷を用意しておられたそうです。ついまた尋

ねてしまい「あの日はどうでしたか？」

体験したことのない地震の揺れの後、「海の水が遠くまで引いていき、これは津波が来るとわかりました、急いで皆で裏山に登り避難しました。津波ですべて破壊されていく様子はまるでCGを見ているようでした」

想像を絶する大きな津波が来て町を飲み込み、すべてを壊滅させた。何度も「これは夢であつてほしいと自分に言い聞かせ、目の前の光景が現実とは思えず、ショックで何ヶ月も何もできませんでした」と語ってくださいました。

夏にもう一度今までの生活と会社を再起したいと考えられ、骨組みだけが残った倉庫から漁を再開する準備を始められました。

「家、会社、船やトラックなど何もかも流されてからの再出発です」と社長さんは笑顔で話してくださいました。大きな被害に遭われた社長さんの心境は私たちにはとても想像がつかみません。

「よく再起されようと・・・」と尋ねたところ、「皆さんの

お陰です、日本人は本当に素晴らしい、とても好きになりました。こうして皆さんが私たちを助けにいらつしやつてボランティアをしてください。同じ日本人のこの気持ちに助けられ、支えられ、もう一度会社を始めようと決意しました」

終始笑顔で接してくれる社長さん。ボランティアの最後になりました。「何もかもマイナスからスタートですが、もう一度やってみます。日本人の助け合う気持ちは私たちにちゃんと届いています。本当にありがとうございました。それぞれの場所に戻られた時に、このことを思い出し、皆さんの周りの方々にぜひ伝えてほしい」と目に涙をためられ、一人ひとりに握手をしながら声を掛けてくださりました。苦しみの中にある人々を助けたいと自然にあふれる気持ち。今回は日程の都合でボランティアが一日しか出来ず、申し訳ないと考えていましたが「たった一日の数時間のボランティアに何十時間もかけて来てくださる。ここに来て、帰る

時間もボランティアですよ。」笑顔の社長さんの言葉でした。直接ボランティア等に行けなくても、苦しんでいる方々のために祈りを捧げる。カトリック、キリスト教ではない社長さんの言葉でしたが、一人ひとりの召命を考えると、大きな意味のある言葉です。召命とは特別な使命をうけて、

何か今の生活以上の活動をすることだと考えていませんか。何か人々の記憶に残る大きなことを成し遂げるのだけではなく、自分のできることを捧げる、誰にも気づかれることがなくても、奉仕をさせていただく、このことも召命ではないでしょうか。(直方、田川教会・寺浜神父)

連 関 協 徒 信 区 教

担当司祭が牧山勝美神父様となりました。

福岡地区／平和を祈る集いを8月に開催。平和旬間中。

典礼部は聖書を学ぶ集いを定期で開催。

熊本地区／サマーキャンプを信徒協で主催。

生涯学習の取り組みとして講演会を企画。

佐賀地区／佐賀地区としての「教会の明日に向かって」研修会開催。

100名の参加。信徒自らの力で作り上げたものとなった。

CLC／第5回信徒の使徒的養成コースを2月10日に開催。

修女連／毎月11日を「祈りのリレー」として続けていく。

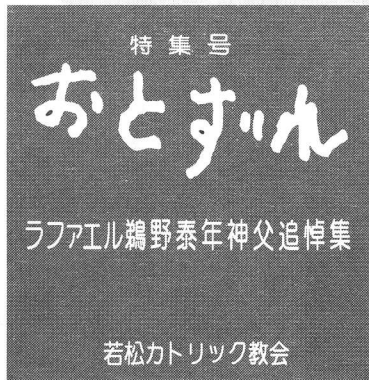
クルシリオ／5月4～6日に黙想の家で開催。申込み〆切は3月20日。

2012年度 教区研修会

とき／2012年 9月22日(土)

※詳細は新年度になってお知らせします。

若松教会 鵜野神父追悼集の発行



鵜野神父様の追悼集を発行します。
 若松教会では、機関紙「おとずれ」を年11回出しています。その「おとずれ」の一環として、これまでに1996年には西田神父様、2001年にはデシャンブ神父様の追悼集を発行してきました。
 そして今回、若松教会で司牧され、昨年6月に亡くなられた鵜野神父様への感謝の気持ちを込めて追悼集を編集し、2月に発行する運びとなりました。神父様への感謝の徴ともなれば幸いに思います。
 2012年1月 おとずれ担当



4人のパネラー

日本キリスト教会 名古屋牧師
 浄土真宗光明寺 泉住職
 日本ルーテル教会 小勝牧師
 カトリック教会信徒



細江教会前を行くパレード→

四旬節共同回心式日程

日付	教会名	時間
3月6日(火)	行橋	11:00, 19:30
3月7日(水)	豊津	19:30
3月11日(日)	水巻	11:30
3月13日(火)	小倉	11:00, 19:30
3月14日(水)	湯川	10:30, 19:30
3月16日(金)	直方	14:00, 19:30

私にとって2・11とは？

「建国記念の日」にキリスト者と市民が集いました
 「私にとって建国記念の日とは？」というテーマで、下関細江カトリック教会で2月11日(土)集いが開かれました。2月11日は、敗戦までは「紀元節」という祝日でした。しかし新しい憲法の精神にそぐわないとして廃止されましたが、1967年に「建国記念の日」として復活しました。下関市では、この日に建国記念の日

祝賀パレードが実行委員会主催で行なわれ、市が補助金を出しています。市役所駐車場から細江カトリック教会の近くまで行進し、その後大会が開かれるのです。当日は、軍艦マーチの曲などを奏でながら、手に手に日の丸を持った消防団、実践倫理宏正会、年長者グループ、最後列に幸福実現党が行進していました。

このような動きは、信教の自由がなかった戦前、戦中に国と特定宗教が結びついたことを思い起させるものです。そして下関市の公費支出に異義を唱える宗教者と市民が毎年シンポジウムを開催し考える場を持ち続けてきました。

北九州市から参加した信徒は、信教の自由によって迫害を受けた教会には、どうしても信仰に照らし合わせてゆずれないものがあるとして、司教団の「信教の自由と政教分離は切り離すことが出来ない

この自由がなかった戦前、戦中に国と特定宗教が結びついたことを思い起させるものです。そして下関市の公費支出に異義を唱える宗教者と市民が毎年シンポジウムを開催し考える場を持ち続けてきました。

北九州市から参加した信徒は、信教の自由によって迫害を受けた教会には、どうしても信仰に照らし合わせてゆずれないものがあるとして、司教団の「信教の自由と政教分離は切り離すことが出来ない

日頃あまり考えない信教の自由の問題ですが、これは自分自身の心の問題ではなく、国などの外的圧力によって信じていないものまで強要、強制される危険性が孕んでいます。北九州地区でも「建国記念の日」を信仰と照らし合わせて学ぶ時が必要なのかもしれません。(玲子)

日付	教会名	時間
3月17日(土)	田川	14:00
3月18日(日)	飯塚	(黙想会の中で)
3月21日(水)	戸畑	10:30, 19:30
3月22日(木)	若松	19:30
3月24・25日	門司	(黙想会の中で)
3月27日(火)	新田原	10:30, 19:00

”浦上四番崩れ”や”靖国神社の成立”等

豊津教会と行橋教会 他で学びのとき



豊津教会



行橋教会

昨年、小倉カトリック教会で信教の自由と政教分離のシンポジウムがあり、その講演録をまとめた冊子が出来ました(前号に紹介)。その冊子を紹介すると同時に、何故今ふたたび、信教の自由と政教分離が問題なのか学んでみませんかと呼びかけています。

1月22日に豊津教会と行橋教会で、29日には他の教会でもミサ後に学びのときを持つことが出来ました。浦上四番崩れの概要、ならびにその時代に徳川幕府と薩長主力の官軍が戦い、官軍の死者を葬ったこと(招魂社)から靖国神社の始まりがあること、そして新政権(明治政府)もキリシタン禁制を踏襲したことなどを話しました。

参加者からは、「このような話を聞きたかった」「本だけだとなかなか読まないことがある。」「靖国神社のことが少し整理できた」との感想を戴きました。またある教会では、神社参拝などについて「信仰と礼儀は別である」との意見もありました。多様な考えを教会は含んでいますので、これからもっと丁寧な説明と分かち合いが必要と感じました。瀬下

ニュースあれこれ

◆聖書部会、年間講座を
発表

・4月15日(日)

14時〜時30分

・6月17日(日)

14時〜時30分

・9月30日(日)

14時〜時30分

・11月18日(日)

14時〜時30分

無料です。

◆小倉教会は、被災地支援を継続中

小倉教会では、被災地支援のために、今も毎月一回ミニバザーを行っています。また聖堂での義捐献金やコンサートなども行っています。

そして集まった全額を支援先に送り続けています。その総額は1月29日現在で3,395,742円になりました。

2月のミニバザーは26日におこないます。内容は惣菜の販売です。

なお3月11日(日)は、大震災一周年に当たりますが、この日小倉教会では三つの支援行事が予定されていますので、ぜひおこし下さい。

1つ目は、ミニバザーで、黙想会後にカレーなど食品の販売をします。

2つ目は、「被災地支援の集い」で、午後2時半から、お話やオルガン演奏などがあります。

3つ目は、有料の東日本大災害チャリティコンサートで、午後5時45分開演です。

◆平和メモができました

「キリスト者・九条の会」北九州では、とてもユニークな取組を始めました。ピースメモ用紙を作ったのです。これは、すべての人に平和を告げ

編集室の窓

*改定入管法についての学習会が各地で開かれています。私も各地に呼ばれて話しています。

ですが、カトリック教会は教区によって雰囲気はかなり違うことに気が付き、驚かされています。

*外国籍の神父さんたちは、ほとんどが永住資格ビザを取られているようで、最初は自分には関係ないという雰囲気でしたが、途中から関係あることが分かって急に熱心にな

知らせようと考え出されたもので、表紙は「手のひらに憲法を」と書かれており、まさに片手にすっぽり入るサイズです。中身のメモ下部分に各ページごと憲法の大切な条項、仏教系の平和宣言、旧約聖書、新約聖書、ヨハネ・パウロ二世の広島アピールなどが印刷されています。3冊200円で、この2ヶ月に一千冊以上の注文がありました。また、上品な「ひとふみ箋」や平和ボールペンも大好評です。今後、様々な集会で紹介しますので、よろしくお願ひします。

り、質問がたくさん出ました。この件については29号の記事が各地で活用されています。今号にも掲載していますので外国人の人たちに見せて下さい。

*震災の支援活動については各教会で取り組まれています。自分たちで出来る範囲で言っても、取り組む人がいないと活動は出来ません。小倉教会の取り組みと、寺浜神父の話は、私たちが考えるヒントになるように思えます。

(岩本)